

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正
1編 計画の基本的事項				
1	P6,7	<p>(5)市町村の役割及び(6)県の役割として、市町村や県は都市計画の計画者として、開発事業者と協同して環境の整備・保全に取り組んで頂きたい。</p> <p>事例1:国道464号線の印西市区域は、街路樹がほとんど植樹されていません。道路の整備にあたり環境アセスが実施されていますが、今般の環境基本計画でも、新設の国道でも植樹しなくてもよいということになるのでしょうか。</p> <p>事例2:ニュータウンの県道において、近年、中央分離帯の植樹帯や路側の植樹帯が舗装され、舗装面積の拡大が進んでいます。一部においては樹木が伐採され舗装されています。基本計画と行政の実態はかけ離れているようにしか見えません。</p> <p>【パブリックコメントの意見】</p>	<p>植樹帯の整備を含め、道路の整備にあたっては、安全・安心の確保、利便性の向上、環境負荷の低減、将来的な維持管理を含めた経済性を考慮して進めており、環境影響評価を実施したのものについては、環境影響評価書に記載された環境保全措置を講じて事業を進めているところです。</p> <p>今後とも、道路の沿道環境の整備、保全については、千葉県環境基本計画を踏まえて、関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいります。</p>	
3編1章1節 温室効果ガスの排出量削減				
2	P17	<p>みんなの行動指針「県民(家庭)」欄にある「○住宅の新築や増改築の際には、省エネルギー性能の向上や太陽光発電など新エネルギーの導入を進めます。」に「既存エネルギーの高度利用等」を加えることを提案します。</p> <p>【パブリックコメントの意見】</p>	<p>住宅の新築や増改築において、既存エネルギーの高度利用を進めることは重要な対策の一つと認識しています。</p> <p>本計画に記載している「省エネルギー性能の向上」には、既存エネルギーの高度利用も含まれるものと整理していますので、原案どおりにしたいと考えます。</p>	
3	P18	<p>みんなの行動指針「事業者」欄に「○工場や事業所への再生可能エネルギーや省エネルギーシステムの導入を進めます」とあるが、導入推進のための取り組みが不明瞭なため、補助金など具体的な施策内容を記載してはいかがか。</p> <p>【市町村の意見】</p>	<p>みんなの行動指針「事業者」欄は、事業者に望まれる行動を記載しているので、原案どおりにしたいと考えます。</p>	
4	P18	<p>みんなの行動指針「事業者」欄にある「・コージェネレーションシステムや熱回収ヒートポンプなど高効率型機器・設備を導入します。」について、温室効果ガスの削減に効果があることから賛同します。</p> <p>なお、併せて老朽化した設備の早期のリプレースを推奨することも有効と考えます。</p> <p>【パブリックコメントの意見】</p>	<p>後段は、提案として受け止めさせていただきます。</p>	
5	P18	<p>みんなの行動指針「市町村」欄に掲げる「○特に、家庭への普及啓発に取り組めます。」は、家庭への普及啓発は、県でも住宅用省エネルギー設備等導入促進事業を実施しており、県・市町村共通の取り組みであると考えられるため、市町村・県(共通するもの)に移動してはいかがか。</p> <p>【市町村の意見】</p>	<p>ご意見のとおり、家庭への普及啓発は重要な取組であり、県においても市町村と連携するなどして事業を実施しているところです。</p> <p>ここでは、住民に最も身近な行政機関として期待される取組という趣旨で記載していますので、原案どおりにしたいと考えます。</p>	

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正
6	P19	<p>1990年比で2011年の部門別二酸化炭素排出量の増加が最も大きかったのは民生部門業務系であり、家庭での二酸化炭素排出量削減は重要であることから、「2. 家庭生活における二酸化炭素排出削減対策の推進」に「千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業により住宅用省エネルギー設備等の導入を支援します。」を加えることを提案します。</p> <p style="text-align: center;">【パブリックコメントの意見】</p>	<p>ご提案いただいた事業は、再生可能エネルギーを活用した住宅や省エネルギー性能の高い住宅の整備を促進する対策の一つであることから、以下のとおり修正しました。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第1章 第1節</p> <p>◎ 県の施策展開</p> <p>2. 家庭生活における二酸化炭素排出削減対策の推進</p> <p>・建築物の建設・リフォーム等に関わる地球温暖化防止対策の情報提供や省エネルギー設備等の導入支援などにより、再生可能エネルギーを活用した住宅や省エネルギー性能の高い住宅など、環境に配慮した住宅の整備を促進します。</p>	○
7	P19	<p>省エネ機器や各種の支援制度については、専門知識が必要であり、関係する機関・団体との連携が重要であるので、「3. 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進」にある「省エネ機器や各種の支援制度についての情報を提供し、事業所における省エネルギー型設備・生産工程の導入などの対策を促進します。」に「関係機関・団体と連携・協議し、情報提供するとともに」を追記することを提案します。</p> <p style="text-align: center;">【パブリックコメントの意見】</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第1章 第1節</p> <p>◎ 県の施策展開</p> <p>3. 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進</p> <p>・省エネ機器や各種の支援制度について、<u>関係機関・団体等と連携し、情報を提供するとともに、事業所における省エネルギー型設備・生産工程の導入などの対策を促進します。</u></p>	○
8	P20	<p>「5. 再生可能エネルギーの導入促進等」に「廃棄量の増加が見込まれる、使用済み太陽光パネルの適切な処分と再利用の検討を進めます」とあるが、いつまでに何を定めるのかが分からないため、およその期限を記載してはどうか。</p> <p style="text-align: center;">【市町村の意見】</p>	<p>現在、国において使用済再生可能エネルギー設備の撤去、運搬、リユース・リサイクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討を行っているところです。県では、国の動向を見極めながら、使用済み太陽光パネルの適切な処分と再利用の検討を進めたいことから、原案どおりにしたいと考えます。</p>	
9	P20	<p>既存エネルギーの高度利用、省エネルギー設備の整備を支援するため、3編1章1節の県の施策展開「5. 再生可能エネルギーの導入促進等」に「省エネ機器や各種の支援制度について、関係機関・団体等と連携・協議し、情報提供すると共に、既存エネルギーの高度利用、効率化およびこれらに係る技術開発支援を行います」を追記することを提案します。</p> <p style="text-align: center;">【パブリックコメントの意見】</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下を追加しました。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第1章 第1節</p> <p>◎ 県の施策展開</p> <p>5. 再生可能エネルギーの導入促進等</p> <p>・<u>省エネ機器や各種の支援制度について、関係機関・団体等と連携し、情報提供を行うとともに、既存エネルギーの高度利用、効率化及びこれらに係る技術開発の支援を行います。</u></p>	○

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正
10	P20	<p>県が率先して行動することで温室効果ガスの削減が進むと考えるので、3編1章1節の県の施策展開「6. 県自らの率先行動の推進」に以下を追記することを提案します。</p> <p>○県有施設の新築・改修および設備更新に当たっては、再生可能エネルギーや省エネルギーシステムの導入を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光やバイオマス、小水力発電等の利用拡大による燃料転換を進めます。 ・コージェネレーションシステムや熱回収ヒートポンプなど高効率型機器・設備を導入します。 	<p>頂いたご意見を踏まえ、再生可能エネルギー導入の検討について追記するとともに、省エネルギー化の導入推進や再生可能エネルギー導入検討には、多様な手法があること、また、施設の効率的な運営方法について、今後検討を進める予定であることから、以下のとおり修正しました。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第1章 第1節</p> <p>◎ 県の施策展開</p> <p>6. 県自らの率先行動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の施設の新築、改修に当たっては、ESCO事業の導入等も視野に入れ、率先して省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を検討します。 	○
11	P20	<p>また、近年、ESCO以外にも、多様なエネルギーサービスが提供されていることから、「県の施設の新築、改修に当たっては、ESCO事業の導入も視野に入れ、率先して省エネルギー化を推進します。」の「ESCO事業」を「ESCO事業などのエネルギーサービス」とすることを提案します。</p> <p style="text-align: right;">【パブリックコメントの意見】</p>	<p>再生可能エネルギーの指標としては、県で重点的に導入を促進していること、大規模に導入が進みつつあることや分かりやすさという観点から電力としています。これらのことから、原案どおりにしたいと考えます。</p> <p>再生可能エネルギー熱利用の指標化については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	
12	P22	<p>再生可能エネルギーの指標について、電力だけでなく熱利用も含めて、ジュール等の電気と熱を統一したような単位でも表現できないか。</p> <p>また、「太陽光以外の再生可能エネルギー」についても発電以外の熱利用等も含めて、(風については発電のみであるため風力発電と)記載する方がよいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【審議会での意見】</p>	<p>再生可能エネルギーの指標としては、県で重点的に導入を促進していること、大規模に導入が進みつつあることや分かりやすさという観点から電力としています。これらのことから、原案どおりにしたいと考えます。</p> <p>再生可能エネルギー熱利用の指標化については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正
13	P22	<p>現計画では「総エネルギー量に占める新エネルギーの割合」の指標の H23、H24 年次報告書の現況値は空白となっている。目標管理ができていない。</p> <p>見直し案は、現況 357MW(H24)に対し、目標 3,000W(H30)としており、目標年の太陽光発電の割合は、およそ 90%である。しかしながら、太陽光以外のエネルギーは現況 202MW(H24)に対し、目標 273MW(H30)の伸び率及び絶対値に大きな差があり、どうしてこのような差が生じるか不明である。目標年における太陽光発電量 2,727MWについてもその内訳も不明である。</p> <p>目標の根拠として、なぜ総世帯数の消費電力の概ね5割とするのか説明不足であり、同頁にある他の指標(県民一人あたりの CO2 排出量)との整合性についても不明となっている。</p> <p>太陽光発電量が、2,727MW となった場合、電気料は kW 当たり幾らになるか概算で出し、その上で目標値が妥当かどうか意見を聞くべきである。</p> <p>これらのことから、「再生可能エネルギー発電設備導入量」の 30 年度目標値を再度精査すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【パブリックコメントの意見】</p>	<p>「総エネルギー量に占める新エネルギーの割合」は、東日本大震災以降、国のエネルギー政策が不透明になったこともあり調査等を見合わせていたところですが、震災後の電力不足等により再生可能エネルギーの導入促進が大きな課題となったこと等を踏まえ、今回の見直しで「再生可能エネルギー発電設備導入量」を指標にすることとしました。</p> <p>導入量の目標値は、導入に係る取組の推進により、今後、運転開始量が伸びることを見込み、3千MWの発電規模を目指すこととしています。これは、総世帯数の消費電力の概ね5割に相当するものです。</p> <p>このうち太陽光発電の目標値は、固定価格買取制度に基づく認定状況や運転開始量の伸び等を踏まえて設定しました。</p> <p>太陽光以外の発電の目標値は、運転開始までの手続き等に時間を要することから、設置手続き等の準備が進められているものをベースに設定しました。</p> <p>他の指標である「県民1人1日当たりの二酸化炭素排出量」との関係については、再生可能エネルギーの導入促進により、排出量削減に係る目標達成に資するものと考えています。</p> <p>なお、電気料金は、電力会社の燃料調達、発電、送配電に必要な費用など様々な要因により決められるので、本県の太陽光発電量を基に料金を試算するのは困難と考えます。</p> <p>以上のことから、原案どおりにしたいと考えます。</p>	
14	P22	<p>再生可能エネルギーの目標設定について、平成 30 年度までに 3,000MW とあり、そのなかで太陽光発電の普及割合が高い想定としているが、国の固定価格買取制度の見直しが予定されている中で、この設定が適切か疑問であり、目標値だけでなく根拠も併せて示すべき。</p> <p style="text-align: center;">【市町村の意見】</p>	<p>導入量の目標値は、導入に係る取組の推進により、今後、運転開始量が伸びることを見込み、3千MWの発電規模を目指すこととしています。</p> <p>このうち太陽光発電の目標値は、固定価格買取制度に基づく認定状況や運転開始量の伸び等を踏まえて設定しました。</p> <p>太陽光以外の発電の目標値は、運転開始までの手続き等に時間を要することから、設置手続き等の準備が進められているものをベースに設定しました。</p> <p>以上のことから、原案どおりにしたいと考えます。</p>	

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正				
3編1章3節 オゾン層保護のためのフロン対策								
15	P26～28	<p>改正フロン法の記述が19年10月とあるが、その後25年6月に改正され、27年4月に改正フロン法が全面施行されることとなっている。法改正により、法律の名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」になっており、目的もオゾン層の破壊に影響するCFCから、高い温室効果を持つHFC等の排出量急増対策にシフトしている。このことに留意した説明書きとする必要があるので、改めるべき。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第1章 第3節 ◎現況と課題 (略)</p> <p>しかしながら、・・・回収率は3割程度に留まっていることに加え、機器使用時の漏えいもあるほか、高い温室効果を持つフロン類(HFC)の排出量も急増しています。</p> <p><u>このため、フロン類のライフサイクル全体で対策を講じるべく、フロン類及びフロン使用製品のメーカー等や業務用冷凍空調機器の管理者に対して、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を求めること等を目的として、25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン排出抑制法となりました(27年4月施行予定とされています。)</u></p> <p>地球環境保全の観点から、<u>地球温暖化防止及びオゾン層保護は重要であり、法律に基づくフロン類の使用の合理化及び管理の適正化を図っていく必要があります。</u></p> <p>◎みんなの行動指針</p> <table border="1"> <tr> <td>事業者</td> <td> <u>○フロン類の製造・輸入業者は、温室効果の低いフロン類等の製造などフロン類の使用の合理化に取り組めます。</u> <u>○フロン類使用製品の製造・輸入業者は、製品のノンフロン化や温室効果の低い冷媒への転換に取り組めます。</u> (以下略) </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> ○オゾン層保護とフロン使用・回収の関係を周知し、・・・ ○<u>フロン排出抑制法、自動車リサイクル法などの定めに基づき、フロン類の適正な充填・回収・破壊処理を推進します。</u> ○<u>フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要に応じて指導等を行います。</u> </td> </tr> </table> <p>◎ 県の施策展開</p> <p>1. フロン類の管理の適正化の推進【廃棄物指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>フロン類の適正な充填及び回収のため、フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法に基づき、フロン類充填回収業者等の登録を促進します。</u> ・<u>不適正処理の防止のため、フロン類充填回収業者等への立入検査、指導を適時適切に行います。</u> ・<u>フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要に応じて指導等を行います。</u> 	事業者	<u>○フロン類の製造・輸入業者は、温室効果の低いフロン類等の製造などフロン類の使用の合理化に取り組めます。</u> <u>○フロン類使用製品の製造・輸入業者は、製品のノンフロン化や温室効果の低い冷媒への転換に取り組めます。</u> (以下略)	県	○オゾン層保護とフロン使用・回収の関係を周知し、・・・ ○ <u>フロン排出抑制法、自動車リサイクル法などの定めに基づき、フロン類の適正な充填・回収・破壊処理を推進します。</u> ○ <u>フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要に応じて指導等を行います。</u>	○
事業者	<u>○フロン類の製造・輸入業者は、温室効果の低いフロン類等の製造などフロン類の使用の合理化に取り組めます。</u> <u>○フロン類使用製品の製造・輸入業者は、製品のノンフロン化や温室効果の低い冷媒への転換に取り組めます。</u> (以下略)							
県	○オゾン層保護とフロン使用・回収の関係を周知し、・・・ ○ <u>フロン排出抑制法、自動車リサイクル法などの定めに基づき、フロン類の適正な充填・回収・破壊処理を推進します。</u> ○ <u>フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要に応じて指導等を行います。</u>							

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正		
16	P27	<p>みんなの行動指針「市町村」「県」の欄に「オゾン層保護とフロン使用・回収の関係を周知」とあるが、フロン法に関しては市町村における役割や責務がなく、通知等による情報がほとんど入ってこない。法関係の周知は県の役割とするにしても、市町村の役割として「周知すること」を位置付けるのであれば、県が市町村に情報提供をしないと市町村が的確な周知を担うことは応じにくい。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>毎年9月のオゾン層保護対策推進月間に合わせて、市町村あて、国制作のポスター、パンフレットを送付し、啓発をお願いしています。</p> <p>なお、25年6月に改正され、27年4月に全面施行見込のフロン排出抑制法については、今後、国からの通知やパンフレットの送付等があった場合には、市町村あて情報提供に努めることとします。</p> <p>以上のことから、原案のとおりにしたいと考えます。</p>			
3編2章1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開						
17	P31	<p>みんなの行動指針「市町村」の欄に「地域で行う生物多様性の保全活動に関する情報提供を行い活動への参加を促進するなど支援します」とあるが、情報提供や支援が、誰を対象にしたものなのかが不明瞭なので、対象を明記してはいかがか。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第2章 第1節</p> <p>◎ みんなの行動指針</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">市町村</td> <td>○住民、市民活動団体、事業者、教育機関等を対象に、地域で行う生物多様性の保全活動に関する情報提供を行い、活動への参加や連携を促進するなど支援します。</td> </tr> </table>	市町村	○住民、市民活動団体、事業者、教育機関等を対象に、地域で行う生物多様性の保全活動に関する情報提供を行い、活動への参加や連携を促進するなど支援します。	○
市町村	○住民、市民活動団体、事業者、教育機関等を対象に、地域で行う生物多様性の保全活動に関する情報提供を行い、活動への参加や連携を促進するなど支援します。					

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正
3編2章5節 野生生物の保護と管理				
18	P49、52	ニホンザルとアカゲザルとの交雑対策に取り組むべき。 【議会での意見】	頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 -----<修正後の計画(案)>----- 第2章 第5節 ◎現況と課題 このうち、カミツキガメ、アカゲザル(交雑種を含む)、アライグマ、キョンについては、生態系や農林業等への被害が著しいことから、個別に防除計画を作成し、捕獲等対策を講じていますが、全面的な駆除は容易ではありません。… ◎県の施策展開 2. 外来種対策等の推進 ・特定外来生物のうち、防除の緊急性が高く、特に生態系への影響等が懸念されるカミツキガメ、アカゲザル(交雑種を含む)、アライグマ、キョン等については、外来生物法に基づく防除計画により、計画的な防除を実施します。 3. 野生鳥獣の保護管理 ・房総丘陵を中心に生息する孤立した個体群であるニホンジカ、ニホンザルについては、生息数が著しく増加し、農林業への被害等の問題が生じているため、特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害防止と地域個体群の安定的な維持を目的とした保護管理を実施します。加えて、ニホンザルについては、アカゲザルとの交雑対策に取り組めます。	○
19	P53	指標の目標として「希少野生生物の保護回復計画を平成 30 年度までに全市町村で作成」とあるが、現時点で千葉県も未策定であり、各市町村が設定する基準の統一が困難であり、また、該当しない市町村もありえるため、例えば「7 割の市町村で」等としてはいかがか。 【市町村の意見】	希少野生生物の保護回復には、地域の実情に応じた各市町村の取組が重要であり、引き続き、現行の目標達成に向けて取組んでいく必要があることから、原案どおりにしたいと考えます。 なお、県では、21 年度に 2 種の希少野生生物の回復計画を策定し、研修会等の機会に県の取組事例として市町村に紹介するなど、市町村の取組の促進に努めているところです。	

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正
3編3章3節 バイオマス利活用の推進				
20	P68	バイオマス活用の一つの方向として、竹の活用も検討していただきたい。 【審議会での意見】	「県バイオマス活用推進計画」において、竹は潜在資源として位置付けられており、県では竹を含む未利用木質バイオマスの利用拡大に向けて検討しています。	
21	P68	(3)バイオマス製品の利用の促進(出口対策)にある「低リサイクル食品残さ」は、あまり見聞きしない言葉で、わかりにくい。 【市町村の意見】	頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 -----<修正後の計画(案)>----- 第3章 第3節 ◎ 県の施策展開 1. バイオマス利活用の総合的・計画的な推進(略) (3)バイオマス製品の利用の促進(出口対策) ・調理残さなどリサイクル率の低い食品残さについて、 <u>農家と連携したエコフィード</u> の品質確保に向けた取組を行います。	○
22	P68	紙おむつの燃料化について、県は、どのように考えているのか。 【審議会での意見】	使用済紙おむつは、一般廃棄物に当たることから市町村で処理しているところです。これまでのところ、県内の市町村から使用済み紙おむつの処理についての相談はありませんが、今後、高齢化により使用済み紙おむつの排出量が増加していくと考えられることから、未利用エネルギーの使用促進の観点から、紙おむつの排出の状況や各市町村における処理の状況等も踏まえながら、必要に応じ市町村への支援を行っていきたいと考えています。	
3編3章4節 残土の適正管理				
23	P71	東京オリンピック等の開催に向け、廃棄物等の適正処理の広域連携が求められることから、残土条例での許可処分場に持ち込みし、埋め立てに使用することが認められていない改良土について、関東圏内の他県での残土条例と同様に、埋め立て行為での使用を認めず、広域での規制の平準化を図り、廃棄物・土砂等の適正処理を図る必要があることから、残土条例の厳格な執行に関し「改良土による埋立の規制を図ること」を盛り込むべき。 【市町村の意見】	改良土による埋立の問題については、現在、県内での利用実態や他県の対応状況等、情報収集に努めている段階であることから、原案のとおりにしたいと考えます。 なお、周辺環境への影響が懸念される事案については、地元市町村と連携しながら、監視パトロールや必要に応じて現地調査等を行っており、今後とも、周辺地域の生活環境の保全が図れるよう適切に対応していきます。	

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正
3編4章1節 良好な大気環境の確保				
24	P74	PM2.5は、PM10が小さくなったもので、施策の継続性が分かるように書いた方がよい。 【審議会での意見】	頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 -----<修正後の計画(案)>----- 第4章 第1節 ◎ 現況と課題 また、21年9月に環境基準が設定された新たな課題である微小粒子状物質(PM2.5)については、 21年9月に環境基準が設定されましたが 、県内の環境基準達成率は低い状況にあります。	○
25	P77	燃料電池車が究極の低公害車と言われていることから、県公用車に率先導入することが望ましいことから、「2. 自動車排出ガス対策の推進」の「天然ガス自動車、電気自動車等の低公害車や低燃費車を普及促進するため、県公用車に率先導入するとともに、民間事業者における導入を支援します。」の冒頭に「燃料電池車」を追記することを提案します。 【パブリックコメントの意見】	頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 -----<修正後の計画(案)>----- 第4章 第1節 ◎ 県の施策展開 2. 自動車排出ガス対策の推進 ・天然ガス自動車、電気自動車等の低公害車や低燃費車を普及促進するため、県公用車に率先導入するとともに、民間事業者における導入を支援します。 <u>なお、燃料電池車についても、県公用車への導入を図っていきます。</u> また、アイドリングストップ装置などエコドライブ支援装置の導入を促進します。	○
26	P78	表記を簡潔にし、住民の理解を得られるようにするため、「5. PM2.5 に対する取組」の「当日早朝から午前にかけてのPM2.5濃度から、」削除すべきである。	頂いたご意見を踏まえ、正確で、より分かりやすくするため、以下のとおり修正しました。	○
27	P78	また、TV・ラジオなどの広報媒体の使用を念頭に置き、周知方法についても検討することにより、住民の理解を得られるようにするため、「周知方法」も併せて検討すべきである。 【市町村の意見】	-----<修正後の計画(案)>----- 第4章 第1節 ◎ 県の施策展開 5. PM2.5 に対する取組【大気保全課】 ・当日午前中のPM2.5濃度から、高濃度になるおそれがあると判断される日は、 <u>メールの配信、市町村等を通じた広報、県ホームページへの掲載、テレビへの情報提供により、住民に注意を呼びかけます。</u>	○
28	P79	低公害車が普及することで、千葉県内の環境負荷の低減が図られることから、低公害車の普及台数の目標(30年度)約77万台に賛同します。 【パブリックコメントの意見】		

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正				
3編4章2節 騒音・振動・悪臭の防止								
29	P81	<p>みんなの行動指針「県民(家庭)」欄の騒音発生源の例示について、対象となる騒音を追加し、住民の理解を得られるようにするため、「ピアノ」とあるのを「ピアノをはじめとする楽器の演奏」に変更すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第4章 第1節</p> <p>◎ みんなの行動指針</p> <table border="1"> <tr> <td>県民(家庭)</td> <td>○家庭からのエアコン、ピアノ等の楽器、ペットの鳴き声などの音が、近隣への騒音とならないよう配慮します。</td> </tr> </table>	県民(家庭)	○家庭からのエアコン、ピアノ等の楽器、ペットの鳴き声などの音が、近隣への騒音とならないよう配慮します。	○		
県民(家庭)	○家庭からのエアコン、ピアノ等の楽器、ペットの鳴き声などの音が、近隣への騒音とならないよう配慮します。							
30	P81	<p>みんなの行動指針「事業者」欄に、実行可能である事業者の行動指針として、以下の例示を追加すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場や建設工事現場でのアイドリングストップの励行 ・住宅街での拡声器や飲食店カラオケなどの音量低下 <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>「アイドリングストップの実施」は、事業者だけでなく、自動車を運転する者全てが対象となるため、「県民(家庭)」の部分も同様に修正しました。</p> <p>拡声器の使用に係る規制等は、各市町村の環境保全条例等で行われており、1項目目(○「騒音規制法等」の…)に包含されることから、原案どおりにしたいと考えます。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第4章 第2節</p> <p>◎ みんなの行動指針</p> <table border="1"> <tr> <td>県民(家庭)</td> <td>○自動車を運転するときは、アイドリングストップの実施や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>○自動車を運転するときは、アイドリングストップの実施や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。</td> </tr> </table>	県民(家庭)	○自動車を運転するときは、アイドリングストップの実施や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。	事業者	○自動車を運転するときは、アイドリングストップの実施や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。	○
県民(家庭)	○自動車を運転するときは、アイドリングストップの実施や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。							
事業者	○自動車を運転するときは、アイドリングストップの実施や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。							
31	P84	<p>羽田空港周辺の航空機騒音問題は、環境基準を達成しているにもかかわらず、飛行ルートの固定化などを原因とした苦情が寄せられているところであり、環境基準の達成率を指標としてしまうと、環境基準を達成していない成田と下総のみ取り組んでいくかのように思ってしまうことから、航空機騒音について、「◎計画の進捗を表す指標」の表中に、「達成率を向上させます」とあるが、指標に環境基準以外のものも考慮してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>羽田空港周辺の航空機騒音については、環境基準を達成している一方で苦情が寄せられていることは十分認識しており、目標につきましても、「環境基準の達成率」の向上に加え、羽田空港周辺の航空機騒音に係るものを含む「騒音・振動・悪臭の苦情件数」の減少を設定しています。</p> <p>以上のことから原案のとおりになりたいと考えます。</p>					

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正												
3編4章3節 良好な水環境の保全																
32	P89	<p>「◎計画の進捗を表す指標」の表中に、「東京湾の環境基準達成率」とあるが、対象となる物質名を記載してほしい。</p> <p>P85～88 に「総量削減計画」について記載されていることから、COD、窒素、りんを対象としていると思われるが、P89 の表中には「河川・湖沼・海域の環境基準の達成率(BOD・COD)」と記載されており、表のみを見た場合に、対象となる物質が COD のみなのか、それ以外の物質も対象となるのか、不明瞭に思える。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第4章 第3節</p> <p>◎ 計画の進捗を表す指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>現況(基準年度)</th> <th>目標(目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印旛沼の水質(COD)</td> <td>8.6mg/L (18年度COD 年平均値)</td> <td>遊び泳げる、印旛沼とその流域の回復 (42年度)</td> </tr> <tr> <td>手賀沼の水質(COD)</td> <td>7.9mg/L (18年度COD 年平均値)</td> <td>かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の回復 (42年度)</td> </tr> <tr> <td>東京湾の環境基準達成率(COD)</td> <td>63.6% (18年度)</td> <td>向上させます (30年度)</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)	印旛沼の水質(COD)	8.6mg/L (18年度COD 年平均値)	遊び泳げる、印旛沼とその流域の回復 (42年度)	手賀沼の水質(COD)	7.9mg/L (18年度COD 年平均値)	かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の回復 (42年度)	東京湾の環境基準達成率(COD)	63.6% (18年度)	向上させます (30年度)	○
項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)														
印旛沼の水質(COD)	8.6mg/L (18年度COD 年平均値)	遊び泳げる、印旛沼とその流域の回復 (42年度)														
手賀沼の水質(COD)	7.9mg/L (18年度COD 年平均値)	かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の回復 (42年度)														
東京湾の環境基準達成率(COD)	63.6% (18年度)	向上させます (30年度)														
3編4章4節 良好な地質環境の保全																
33	P91	<p>みんなの行動指針「県・市町村(共通するもの)」欄にある「○地下水汚染の機構解明を行い、原因者による浄化対策を指導します。」は、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法に準じて、県が行動を行うことが好ましいことから、県の行動指針にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>千葉県環境保全条例第7条により、地下水汚染防止のための施策は県及び市町村が行うこととされているので、原案どおり「県・市町村(共通するもの)」の行動指針に記載することとしたいと考えます。</p>													
34	P91	<p>浄化対策技術は日々進歩しており、その実施手法はケース・バイ・ケースである。また、現状の取組(県の技術的指導・財政支援)を記載すべきであることから、みんなの行動指針「市町村」欄にある「○揚水ばっ気やガス吸引等により」は、「○県の技術的指導や財政支援の下」とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>現在行われている浄化対策は、揚水ばっ気やガス吸引が主であり、現状に則した記載にしていること、また、浄化対策については、市町村独自に実施している事例も多く、県の技術的指導や財政支援に関わらず、市町村として積極的に推進することが望ましいことから、原案どおりにしたいと考えます。</p>													
35	P91	<p>「地下水汚染の機構解明の実施」「土地所有者又は汚染原因者による浄化対策の指導」は、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法に準じて、県が行うことが好ましいことから、これらの項目を、みんなの行動指針「県」欄に追加することを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>千葉県環境保全条例第7条により、地下水汚染防止のための施策は県及び市町村が行うこととされているので、原案どおり「県・市町村(共通するもの)」の行動指針に記載することとしたいと考えます。</p>													

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正
36	P91	みんなの行動指針「県」欄は、現在の取組(県による補助制度)を記載すべきであること。また、原因者負担の原則に基づき、まず汚染原因者又は土地所有者による浄化が求められることから、「〇市町村の行う浄化対策に対して」は、「〇県との協議に基づき市町村が浄化対策を行う場合、市町村に対して」にすべきである。	補助金(財政的支援)は、地下水汚染防止対策事業補助金交付要綱の基準に合致する場合、予算の範囲内で交付することとしています。また、技術的支援についても市町村から要望があれば行っているところです。 これらのことから、みんなの行動指針「県」欄(P91)は、原案どおりにしたいと考えます。	○
37	P92	「2. 地下水保全対策・土壌汚染対策の推進(3)汚染地下水の浄化対策の推進」は、現在の県の取組(市町村への技術的・財政的支援、事業者による浄化に対する県の技術的助言など)を記載すべきと考えるので、「市町村が実施する」を「県との協議に基づく浄化対策を実施する場合、」に修正すべきである。 【市町村の意見】	県の施策展開(P92)については、現在の取り組みを記載すべきであるというご意見を踏まえて、以下のとおり修正しました。 -----<修正後の計画(案)>----- 第4章 第4節 ◎県の施策展開 2. 地下水保全対策・土壌汚染対策の推進 (3)汚染地下水の浄化対策の推進 ・汚染の状況及び汚染機構を調査するとともに、事業者が実施する浄化対策への助言や、市町村が実施する浄化対策への技術的・財政的支援を行います。	
38	P92	「1. 地盤沈下対策の推進(1)地盤沈下の状況監視」にある「・精密水準測量により…」と「・観測囲により…」について、現在の取組(HP 公表、千葉県地質環境インフォメーションバンク)を記載すべきと考えるので、監視だけでなく、公表まで行うことを明記すべきである。 【市町村の意見】	精密水準測量等の結果については、従前から県 HP において公表しているところであり、みんなの行動指針「県」欄においても公表することを明記しています。 一方、県の施策展開は、具体的な保全対策を主眼に記述したものであるため、原案どおりにしたいと考えます。	
39	P92	「1. 地盤沈下対策の推進(2)工場・事業場の揚水量の確保」にある「・「工業用水法」…地下水の取水を規制します。」について、地下水は行政界にかかわらず流動することから、近隣都県と連携して地下水の挙動及び利用・規制状況の実態など、調査研究を行うことを明記すべきである。	現状の規制により、近年、急激な地盤沈下は発生していないものの、緩やかな地盤沈下が継続している地域があることから、引き続き、現在実施している対策を継続することし、原案どおりにしたいと考えます。また、今後とも、県として必要な調査研究を行います。	
40	P92	「1. 地盤沈下対策の推進(2)工場・事業場の揚水量の確保」に「・「工業用水法」…地下水の取水を規制します。」とあるが、未規制事業場、小規模揚水施設の複数設置について、近隣都県との規制内容の違いなど、現在の県条例では規制が不平等であることから、地下水を多量に取水している事業場については、公益性及び利用目的並びに公平性確保の観点も含めて、現行規制の見直しを行うことを明記すべきである。 【市町村の意見】		

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。

No	該当箇所	頂いたご意見の概要	対応	修正						
3編4章6節 放射性物質による環境汚染への対応										
41	P99	<p>県で産業廃棄物最終処分場内の測定及び公表をしているのであれば、「◎みんなの行動指針」に「県内の産業廃棄物最終処分場について、空間放射線量を測定するとともに、浸出水、放流水及び廃棄物の放射性物質の測定(含有・溶出)を実施し、公表します」という文言を追加してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>事業者が実施している当該測定を補完する位置づけで実施していることから、原案どおりにしたいと考えます。</p>							
42	P100	<p>指定廃棄物の対応は、法令により国から各市町村へ委ねられている。一方、国が設置する最終処分場の作業が遅れていることにより、各市町村では、この指定廃棄物の一時保管が喫緊の課題となっていることから、「3. 放射性物質を含む廃棄物への対応」にある「処理が円滑に図られるよう」を「早期に処分が可能となるよう」等に変更してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>指定廃棄物の処理は、収集、運搬、保管、処分までを含んでおり、早期処分を含め円滑な処理を図っていくこととしていることから、原案どおりにしたいと考えます。</p> <p>なお、県は国に対し、最終処分場の速やかな確保を要望しています。</p>							
43	P100	<p>「3. 放射性物質を含む廃棄物への対応」に「市町村等を支援します」とあるが、どのような支援が受けられるかが分からないため、技術的など具体的な支援内容を記載してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【市町村の意見】</p>	<p>指定廃棄物の処理は国の責任において行われるものであり、県としてはその進捗状況を踏まえつつ、必要に応じ一時保管を行っている市町村を支援することとしていることから、原案どおりにしたいと考えます。</p>							
3編5章1節 環境学習の推進										
44	P106	<p>環境学習の参加者数が現況 16,841 人であるのに対し、目標 17,000 人以上としているのは、低いのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【審議会での意見】</p>	<p>「ちばCO2CO2ダイエット出前講座」など基準年度より後に開始した行事の参加者数(25年度実績 7,395人)を含めることとし、1万人を上乗せし目標を 27,000 人以上として、以下のとおり修正しました。</p> <p>-----<修正後の計画(案)>-----</p> <p>第5章 第1節</p> <p>◎ 計画の進捗を表す指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目名</th> <th style="width: 20%;">現況(基準年度)</th> <th style="width: 20%;">目標(目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数</td> <td style="text-align: center;">16,841 人 (17年度)</td> <td style="text-align: center;">27,000 人以上★ (毎年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>★ 「ちばCO2CO2ダイエット出前講座」など基準年度より後に開始した行事の参加者数を含みます。</p>	項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)	県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	16,841 人 (17年度)	27,000 人以上★ (毎年度)	○
項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)								
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	16,841 人 (17年度)	27,000 人以上★ (毎年度)								

※審議会などの意見を踏まえ修正した箇所に下線を引いています。このうち項目・段落で追加した箇所は二重下線を引いています。